

## 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準

・ 区分1に分類される手術手	
頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
黄斑下手術等	0件
鼓室形成手術等	0件
肺悪性腫瘍手術等	0件
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
・ 区分2に分類される手術手	
靭帯断裂形成手術等	1件
水頭症手術等	0件
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
尿道形成手術等	0件
角膜移植術	0件
肝切除術等	0件
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
・ 区分3に分類される手術手	
上顎骨形成術等	0件
上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
母指化手術等	0件
内反足手術等	0件
食道切除再建術等	0件
同種死体腎移植術等	0件
・ 区分4に分類される手術の件数	3件
・ その他の区分に分類される手術手	16件

上記手術等に関して当院実績のお知らせになります。

実施期間：令和4年1月～12月